

1 摂津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、摂津市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

2 摂津市子ども・子育て会議委員名簿

(任期 令和2年1月16日～令和4年1月15日)

区分	氏 名	所属（団体等）
子どもの保護者	市川 志奈	就学前保護者
	吉住 理恵	就学前保護者
	野口 裕子	就学前保護者
	粕谷 祐子	就学前保護者
	峰松 由紀子	摂津市PTA協議会
事業主を代表する者	島内 嘉紀	摂津市商工会
労働者を代表する者	杉山 猛	連合大阪北大阪協議会吹摂地区協議会
子育て支援事業従事者	日野 正信	摂津市保育連盟
	中川 美幸	摂津私立幼稚園代表者
	川上 三千代	子育てグループキッズぽてと代表
	○榎谷 佳純	摂津市社会福祉協議会
学識経験者	◎米澤 好史	和歌山大学 教育学部教授
	柏原 栄子	大阪人間科学大学子ども保育学科特任教授
関係行政機関の職員	山本 佳美	大阪府茨木保健所
市長が適当と認める者	川口 弘美	摂津保育運動連絡会
	切東 美子	摂津市医師会
	沢良木 朝子	摂津市民生児童委員協議会

氏名欄の◎は会長、○は副会長

(順不同)

3 計画策定の経緯（摂津市子ども・子育て会議開催状況）

開催日	回	主な内容
平成 30 年 10 月 30 日	平成 30 年度 第 3 回	・摂津市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について ・摂津市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
平成 31 年 3 月 14 日	平成 30 年度 第 4 回	・摂津市子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 7 月 18 日	令和元年度 第 1 回	・第 2 期摂津市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和元年 10 月 29 日	令和元年度 第 2 回	・第 1 期子ども・子育て支援事業計画進捗状況報告書及び第 2 期摂津市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和 2 年 1 月 16 日	令和元年度 第 3 回	・第 2 期摂津市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和 2 年 3 月 26 日	令和元年度 第 4 回	・第 2 期摂津市子ども・子育て支援事業計画について

4 用語説明

【I】

I C T 教育

情報通信技術(information and communication technology)を活用した学校教育のこと。デジタルテレビや教員用コンピューター、インターネット環境下での学生用タブレット端末などを用い、教育の質の向上を目指すもの。

【L】

L G B T

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。

【あ行】

生きる力

文部科学省の中央教育審議会では、「①自分で課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力」、「②自らを律しつつ、他人と調和し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」としている。

英語指導助手（A L T）

AssistantLanguageTeacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。

大阪府子ども総合計画

「こども・未来プラン」後期計画の理念を継承しつつ、「こども・子育て支援新制度」にも対応した計画として、平成27(2015)年度を初年度として、令和6(2024)年度を目標とする10年間を見据えた計画。

親学習

子どもの成長とともに親自身が学び、育っていくこと。大阪府では、親となるための準備期である中学生及び高校生、子どもが乳幼児期の親、子どもが思春期までの親、子育てを支援する時期の幅広い世代を対象に教材を作成するとともに、参加型の学習を展開している。

【か行】

キャリア教育

勤労観・職業観を育てる教育。児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。小学校から開始され、中学校、高等学校と発達段階に応じて実施される。学校卒業後職につかずひきこもるニートなどを減らす目的もある。

合計特殊出生率

15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。

子育て世代包括支援センター

地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する拠点。

妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関して包括的な支援を行う。

【さ行】

スキーム

計画。企画。体系。枠組み。

スクールカウンセラー（SC）

学校に配置され、心の問題の専門家として児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う。その多くは臨床心理士。

スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や通学路など周辺地域を見回しするボランティア。学校安全ボランティア。学校安全警備員。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が学校や日常生活で直面する悩みについて、子どもと向き合うだけでなく、家庭をはじめ医療機関、福祉関係施設、警察など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整し、解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などが担うことが多い。

スーパーバイザー

スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）に対して専門的な指導助言を行う専門家。スーパーバイザーによる個別ケースに対する指導助言、事例

検討会などを行うことでスクールカウンセラー（ＳＣ）・スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の力量アップを図っている。

ソーシャルスキル

社会技能。対人関係における挨拶・依頼・交渉・自己主張など、社会の中で自立し、主体的であるとともに、他者との協調を保って生きるために必要とされる、生活上の能力。

ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）

インターネット上の交流を通して、人と人のつながりを形成するサービスのこと。

【た行】

地域型保育事業

０～２歳児を対象とし、小規模保育（定員６～１９人を対象で保育を行う）、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員５人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育（事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもの保育を行う）を行う事業。

地域教育協議会

地域学校連携活動支援事業（学校地域本部事業 ＋ 地域教育力活性化事業）のもと、中学校区ごとに設置される協議会（略称「すこやかネット」）。教育コミュニティづくりのため、学校支援活動や、見守り、健全育成など、地域での子どもに関わる活動を展開している。

中１ギャップ

小学校から中学校に進学した際、不登校やいじめの増加などの問題が生じる現象のこと。

【な行】

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設。保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ。子育て支援の場も備えており、園外の家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などで、利用することができる。

認定こども園教育・保育要領

子育てをめぐる課題の解決を目指す「子ども・子育て支援新制度」の一環として創設された幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容を策定したもの。

【は行】

ファシリテーター

集会・会議などで、テーマ・議題に沿って発言内容を整理し、発言者が偏らないよう、順調に進行するように口添えする役。

ファンフレンズ

オーストラリアで開発された、子ども参加型プログラム。子どものレジリエンス（人として幸せな生活を自分で築いていく力、精神的回復力、折れない心）を育み、自己肯定感と社会性を強化し、子どもたちが情操豊かに生きていくための力をつける支援をする。

ブックスタート

0歳児から絵本に親しませ、子どもの情緒的發展を促進するとともに、読み聞かせなどを通じて親子のふれあいを深めることを目的とした運動。0歳児健診時などに市区町村自治体が絵本を配布している。

プラットフォーム

駅のプラットフォームとして日本語として使用されてきたが、駅のプラットフォームにさまざまな人が乗っているように、近年、上部のさまざまなものを下から広く支えるグループや機能を指す用語として転用され、学術、地域産業・経済、情報等、さまざまな分野で使用されている。

保育所保育指針

保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの。

【ま行】

前向き子育てプログラム（トリプルP）

オーストラリアで開発された、子どものメンタルヘルスのための親対象子育て支援プログラム。家族、学校、地域の中で起こる問題を予防し、子どもたちが自己の可能性を伸ばせる家庭環境を創ることを目的としている。トリプルP（PPP）は「Positive Parenting Program」の頭文字。

マタニティマーク

妊婦であることを示すマーク。キーホルダーなどの形で身につけ、妊娠初期など外見から妊婦かどうか判断しにくい女性に対しても、周囲の人が配慮しやすいように考えられたもの。厚生労働省が平成18年に発表したものや、自治体などが独自に作成・配布しているものがある。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインをめざす概念。1990年代にアメリカのロナルド・メイス博士が提唱し、①公平性、②自由度、③簡単さ、④明確さ、⑤安全性、⑥持続性、⑦空間性の7つの原則を提案している。

幼稚園教育要領

幼稚園の教育課程に関する基準。学校教育法施行規則に基づく。

幼保一体化

幼稚園と保育所という所管の異なる二つの教育・保育施設の一体的運用を図ること。幼保一元化が幼稚園と保育所の制度の統一を指すのに対して、幼保一体化は両者の関係を密接なものとし、その運用を弾力的、一体的に進めることをいう。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童等に関する情報交換や支援内容等の協議を行う法定の協議会。

【ら行】

リトミック

一般的には、音楽に合わせて親子で体を動かすなど、音楽に親しみながら子どもたちの基本的な音楽能力を伸ばすとともに、個々の潜在的な基礎能力の発達を促すとされている教育のこと。

第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画

令和2年(2020年)3月 発行

発 行：摂津市

編 集：摂津市教育委員会事務局次世代育成部こども教育課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL：06-6383-1111（大代表）

／072-638-0007（代表）